

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果（平成21年6月9日付けで請求人に通知）を次のとおり公表します。

平成21年6月19日

奈良県監査委員	谷川正嗣
同	南田昭典
同	小林茂樹
同	田中惟允

第1 監査の請求

1 請求人

住所 生駒市あすか野北3丁目1番3号

氏名 阪口 保 外7名

2 請求書の提出

平成21年4月15日

3 請求の要旨

監査請求書及び陳述の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

(1) 措置要求事項

奈良県知事に対し、県が、平成21年度予算に計上している労働委員会のうち労働委員の報酬35,920,000円、収用委員会のうち収用委員の報酬16,512,000円、選挙管理委員会のうち選挙管理委員報酬9,528,000円及び教育委員会のうち教育委員報酬11,856,000円を支出しないよう勧告する等必要な措置を求める。

(2) 請求の理由

ア 条例に基づく月額定額制による公金支出は違法

労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会及び教育委員会の各委員（以下、「本件各委員」という。）の報酬について、一律額の月給制とする、委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年10月奈良県条例

第39号。以下「報酬条例」という。)の規定は違法無効である。

その違法無効の根拠は次のとおりである。

(ア) 本件各委員は地方自治法上の非常勤職員

本件各委員は、奈良県の非常勤の職員であり、地方公務員法上の特別職としての身分である。(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条の5第5項、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第3条第3項第2号)

(イ) 非常勤職員に対する報酬は日額制が原則

法第203条の2第1項では、「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。」と定め、同条第2項で「前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。」として、その勤務日数に応じてこれを支給すべきと、非常勤の日額制の原則を明記している。

しかし、報酬条例は、本件各委員が非常勤なのに、勤務日数に応じてこれを支給する日額制ではなく、一律定額の月額制で報酬を決めている。

(ウ) 法第203条の2第2項に違反

法第203条の2第2項では、「ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定している。

このただし書は、勤務実態が常勤の職員と異ならず、月額あるいは年額で報酬の支給が必要とされる職員がいるなど、特別な場合を想定している。

しかし、本件各委員は、1ヶ月に2～3回しか勤務しておらず、勤務実態が常勤の職員と異ならないといった特別な事情は認められない。

県は報酬条例に基づき、本件各委員に月額報酬を支払ったものであるが、このことは、法第203条の2第2項の原則を逸脱し、その趣旨を拡大解釈し違法に支給したものである。

(エ) 大津地方裁判所判決

滋賀県の住民が、滋賀県の労働委員会、収用委員会及び選挙管理委員会の各委員に月額報酬を支給しているのは違法であるとして、その支出差止めを求めた平成21年1月22日大津地方裁判所民事部での公金支出差止め請求事件の判決の主文は、労働委員等に勤務日数によらないで月額報酬を支給することとした条例の規定は、勤務実態を前提とした限り、法第203条の2第2項の趣旨に反すること、公金支出も法第204条の2の規定に反し、違法であるというものである。

(オ) 法第2条第14項及び地方財政法第4条に違反

法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」及び地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第4条「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」とあり、報酬条例による報酬支給は、勤務実態から大きくかけ離れ過大な報酬を支給している。

(カ) 地公法第24条第1項に違反

地公法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」としているが、本件各委員の勤務実態は職務と責任に応じていないといえる。

イ 非常勤の特別職の給与のあり方

(ア) 非常勤の国家公務員の委員等の報酬

非常勤の国家公務員の委員等の報酬は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第1項の規定により、厳格な日額制をとっている。

(イ) 国家公務員の給与体系と地方公共団体の職員の給与体系の一致

法が、地方公共団体の職員に対する給与についても、国家公務員に対する

給与の基本の体系と一致させる形で給与体系を整備しようとし、法第203条第2項を設けたという沿革に照らしても、日額制が原則であり、特別の事情がないのに、月額制を採用することは許されない。

4 事実証明書

別紙のとおり。

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条に規定する要件を備えていたので、これを受理した。

法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の違法・不当な財務会計行為の是正防止を目的として、監査委員に対し監査を求め、当該財務会計行為の執行を防止又は是正するために必要な措置を講ずべきことを求めるものであり、従って、その対象となる行為は、「地方公共団体の機関又は職員」が行う「財務会計行為」に限られる。

本件請求では財務会計行為そのものに違法・不当な点があるとするのではなく、当該財務会計行為の原因となる条例の規定の違法性・不当性を主張するものであるが、条例の違法性が重大かつ明白な場合においては、普通地方公共団体の長が当該条例の規定に基づいてした公金の支出は、それに固有の違法が認められない場合であっても、条例の違法性を承継し、違法な公金の支出となるものというべきであり、そうとすれば、条例が違法であることを理由として、条例に基づく普通地方公共団体の長の財務会計上の行為につき住民が法第242条の2の訴えを提起した場合においても、訴えを当然に不適法として却下すべきものではなく、支出行為の違法性について本案の審理をなすべき旨判示（平成4年3月24日大阪高等裁判所判決）されている。

このことから、本件請求は適法なものであると判断し、受理するものである。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成21年4月27日、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨の補足説明を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

請求書の記載事項及び請求人の陳述内容を踏まえ、本件各委員に対して報酬条例に基づいて月額で報酬を支給することが違法若しくは不当であるか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

労働委員会事務局、収用委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会事務局、総務部（人事課）

4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容

監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、平成21年5月14日に監査対象部局から陳述を聴取した。

監査対象部局から提出された監査調書及び監査対象部局の陳述等の内容は概ね次のとおりである。

(1) 労働委員会について

ア 組織及び職務権限

(ア) 根拠規定等

労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「労組法」という。）第19条及び第19条の12並びに法第180条の5第2項の規定により設置された県の執行機関である。

委員会は労組法第19条の12第2項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第25条の2の規定により、公益委員、労働者委員及び使用者委員各5人で構成されている。

委員の任期は、労組法第19条の12第6項で準用する同法第19条の5の規定により2年となっている。

委員の任命は、労組法第19条の12第3項の規定により、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公

益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命している。なお、公益委員の任命においては、同条第4項の規定により、2人以上の公益委員が同一の政党に所属してはならないこととされている。

(イ) 職務権限

主な職務権限は、準司法的権限として労働者からの不当労働行為の救済申立てに基づいてこれを審査し、命令を発する権限等のほか、労働組合の資格を審査する権限、労働協約の拡張適用に係る決議をする権限、労働組合が労組法の規定に適合する旨の証明を行う権限、労働関係調整法に定める労働争議のあっせん、調停及び仲裁をする権限、法第180条の2の規定に基づき、知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせんをする権限等である。

イ 委員の活動状況及び職務権限の行使の状況

(ア) 委員の活動状況

定例総会は、平成20年度までは毎月1回開催していたが、平成21年度からは委員会活動の一層の活性化を図るため、原則として毎月2回開催することとしている。

臨時総会は、平成17年度及び平成19年度に委員全員が任命された際に、会長及び会長代理を選挙するため、事務局長が委員を招集して開催した。

公益委員会議は、労働組合の資格に関する事項及び不当労働行為に関する事項等を付議事項として開催している。

委員のその他の活動として、全国及び近畿ブロックの会議への出席や委員のための研修、委員による職員研修等がある。

(イ) 委員の職務権限の行使の状況

定例総会では、前回議事録の承認や奈良県労働委員会運営規程の改正等が付議され、委員自ら審議、検討している。

不当労働行為救済事件に係る審査では、審査を担当する委員は、自ら関係書類・証拠を検討し、証人尋問を行う。

審査の後、不当労働行為の有無・命令の内容等について決定するが、命令は裁判でいえば、判決にあたるもので、内容やボリュームは判決文に匹敵す

るようなものであり、その作成には多くの労力を要する。

通常、命令案作成は、審査を担当する委員の指示に基づき、事務局で事実関係の整理を行い、それ以外は審査を担当する委員が構想する。このため、審査を担当する委員は、事例の研究や資料収集を行い、どのような命令案にするのか、常に検討、熟慮している。

命令案は数度の公益委員会議に諮られるが、公益委員会議で命令の骨子や理由付け、判例や学説等について議論されるだけでなく、命令の根拠となる事実認定の確認や細部の字句についても議論、検討され、合議により命令となる。

なお、命令は中央労働委員会への再審査の申立てや裁判所への取消訴訟の対象となっているが、取消訴訟については労働委員会が被告となる。

平成19年度終結事件の1件あたりの平均所要日数は298日、平成20年度では253日となっており、委員は勤務日以外も含め、事件に関与し続けなければならない、資料の整理・意見調整・文案作成等の作業はもっぱら自宅等で行っている。

また取扱件数は、平成19年度は6件で平成20年度は9件である。

ウ 委員報酬額

委員報酬は報酬条例により、月額で会長212,000円、公益委員202,000円、労働者委員及び使用者委員194,000円となっている。
(平成21年4月末現在)

なお、一般職の給与の改定に合わせて報酬の額が見直されており、平成16年度から平成21年度までの間の同条例に規定する月額報酬の額は次表のとおりである。

(単位:円)

職	～H17年11月	H17年12月～	H18年4月～
会長	224,000	223,000	212,000
公益委員	214,000	213,000	202,000
その他の委員	205,000	204,000	194,000

(2) 収用委員会について

ア 組織及び職務権限

(ア) 根拠規定等

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「収用法」という。）第51条及び法第180条の5第2項の規定により設置された県の執行機関である。

委員会は、収用法第52条の規定により7人の委員で組織されている。

委員の任期は、収用法第53条の規定により3年となっている。

委員の任命は、収用法第52条第3項の規定により、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て知事が任命している。

(イ) 職務権限

主な職務権限は、準司法的権限として、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、起業者（国、県、市町村等）の申請に基づいて裁決を行う権限等である。

イ 委員の活動状況及び職務権限の行使の状況

(ア) 委員の活動状況

定例会は、委員会運営のため月2回開催している。

収用や使用の裁決のための審理は、土地収用事件ごとに1～3回実施しており、必要に応じて現地調査も実施している。

委員のその他の活動として、全国及び近畿ブロックの会議への出席や、国土交通省の担当部局から制度及び運用に関する説明を受けるための全国土地収用研究会への出席等がある。

(イ) 委員の職務権限の行使の状況

収用法に基づく裁決手続では、委員自ら関係書類や資料等の全てを精査・検証のうえ、問題点を分析・検討し、審理のなかで起業者と被収用者の意見を十分に聴取し、さらに現地に赴いて実地で土地や物件の状況を調査・確認している。

土地等の鑑定命令については、両当事者の主張を審理し、現地の状況を確認したうえでその必要性を判断し、かつその必要性に応じて鑑定命令の内容を決定し、公平中立である鑑定命令先を具体的に選択しなければならない。

委員は、このような調査・確認を行ったうえで、委員会議において、補償金を受けるべき者の認定や補償の見積りなどの裁決方針を決定する。委員による検討の内容は、裁決方針に関わる重要な点から、各委員の専門分野にかかる事項の指摘、裁決書にふさわしい文章表現にまで及んでいる。決定は裁決会議で合議によって行うが、合議で決定された裁決については国土交通大臣への審査請求や裁判所への取消訴訟の対象となっており、収用委員会は当事者的立場に立たされる。

裁決申請から裁決までに要する期間は概ね6ヶ月から1年間であり、その間は委員が携わっている。

なお、大量の資料を委員会議の時間だけで精査・検証することは不可能であり、また、高度に専門性を有するところでもあるため、具体的な案件の適切な理解のためには、委員会議の時間以外に各委員が個々に精査・検証することが実際には不可欠となっている。

平成20年度の権利取得裁決及び明渡裁決の件数については、それぞれ、申請（申立）が8件、裁決が6件となっている。また、和解調書の作成件数は2件である。

ウ 委員報酬額

委員報酬は報酬条例により、月額で会長212,000円、委員194,000円となっている。（平成21年4月末現在）

なお、一般職の給与の改定に合わせて報酬の額が見直されており、平成16年度から平成21年度までの間の同条例に規定する月額報酬の額は次表のとおりである。

（単位：円）

職	～H17年11月	H17年12月～	H18年4月～
会長	224,000	223,000	212,000
その他の委員	205,000	204,000	194,000

(3) 選挙管理委員会について

ア 組織及び職務権限

(ア) 根拠規定等

法第180条の5第1項及び法第181条第1項の規定により設置された県の執行機関である。

委員会は、法第181条第2項の規定により4人の委員で組織されている。

委員の任期は、法第183条第1項の規定により4年となっている。

委員の任命は、法第182条第1項の規定により、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、議会において選挙されて選任されている。

なお、法第182条第5項の規定により、委員の中の2人が、同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならないとされている。

(イ) 職務権限

主な職務権限は、県が管理執行する選挙（衆議院議員小選挙区選挙、参議院議員選挙区選挙、県議会議員選挙、知事選挙）に関して、選挙期日、選挙すべき人数等の決定等を行う権限、また、準司法的権限として、県の選挙（県議会議員選挙、知事選挙）の効力等に関する異議申出に対しその当否を決定する権限及び市町村の選挙（市町村議会議員選挙、市町村長選挙等）の効力等に関する異議申出に対して市町村選挙管理委員会が行った決定に対する審査の申立てに対してその当否を裁決する権限等である。このほか、政治資金規正法に基づき、政治団体からの設立届等の各種届出の受理及び告示、政治団体の収支報告書の受理及びその要旨の公表等を行う権限等がある。

イ 委員の活動状況及び職務権限の行使の状況

(ア) 委員の活動状況

定例委員会は、原則として毎月1回開催しており、主として通常時に発生する案件（政治団体や施設の各種届出の告示等）を審議している。

臨時委員会では、主として選挙時に発生する衆議院議員選挙、知事選挙等の管理執行等を審議するほか、委員改選時にも開催し、新任期における委員

長及び委員長職務代理者の決定等を行っている。

委員のその他の活動として、全国及び近畿ブロックの会議への出席や、答弁のための県議会への出席（委員長）、都道府県選挙管理委員会連合会近畿支会が開催する選挙事務講習会への参加のほか、県内市町村の選挙管理委員会連合会の総会や講習会等への出席要請にも応えている。

(イ) 委員の職務権限の行使の状況

選挙管理委員会では、県が管理執行する選挙が行われる際は、選挙期日、選挙すべき人数等の決定、選挙長及び同職務代理者の選任、啓発事業計画の決定、違反文書図画の撤去命令、当選人への告知及び告示、当選証書付与等の多くの事項を決定している。

委員会開催の一週間程度前に各委員に議案一覧が送付されるほか、必要に応じて関係書類が随時送付されており、各委員は開催日以外にも、事前勉強や事後検討、事務局への指示等を行っている。

選挙管理委員会では、選挙又は当選の争訟に関する事務として、県の選挙について「選挙の効力」又は「当選の効力」に不服がある選挙人及び候補者からの異議申出に対してその当否の決定を行い、市町村の選挙における異議申出に対し、市町村選挙管理委員会が行った決定を不服として提起される審査の申立てについて、その当否の裁決を行っているが、これらの決定や裁決を不服として訴訟が提起された場合、または国会議員の選挙（比例代表選挙を除く。）について訴訟の提起がされた場合、選挙管理委員会は被告の立場に立たされる。

ウ 委員報酬額

委員報酬は報酬条例により、月額で委員長 2 1 2 , 0 0 0 円、委員 1 9 4 , 0 0 0 円となっている。（平成 2 1 年 4 月末現在）

なお、一般職の給与の改定に合わせて報酬の額が見直されており、平成 1 6 年度から平成 2 1 年度までの間の同条例に規定する月額報酬の額は次表のとおりである。

(単位:円)

職	～H17年11月	H17年12月～	H18年4月～
委員長	224,000	223,000	212,000
その他の委員	205,000	204,000	194,000

(4) 教育委員会について

ア 組織及び職務権限

(ア) 根拠規定等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第2条及び法第180条の5第1項の規定により設置された県の執行機関である。

委員定数は、地教行法第3条では5人と規定されているが、同条ただし書に、条例で定めるところにより6人以上の委員で組織することができる」と規定されており、本県では、奈良県教育委員会委員定数条例（平成12年3月奈良県条例第43号）で6人と規定している。

委員の任期は、地教行法第5条の規定により4年となっている。

委員の任命は、地教行法第4条第1項の規定により、知事の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、知事が議会の同意を得て任命している。

なお、委員の任命については、地教行法第4条第3項の規定により、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならないとされている。

(イ) 職務権限

主な職務権限は、教育委員会規則及び規程の制定改廃、県立学校・市町村立学校等の設置及び廃止、学校の教育課程の大綱及び学校教育指導の一般方針の決定、教科書その他の教材の取扱の一般方針の決定、県立学校等の施設及び設備の整備計画の決定、教職員人事等の権限である。

イ 委員の活動状況及び職務権限の行使の状況

(ア) 委員の活動状況

月2回開催する定例委員会では、県立高等学校入学者募集人員や教職員人

事等の重要案件について決定、了承するほか、事務局から委員へ教育委員会が所管する事業等の実施状況等について報告している。

臨時会は、教育長の就退任時や教育委員長を選任するために開催している。

(イ) 委員の職務権限の行使の状況

教育委員会は地教行法第23条等の規定に基づき、県の教育全般を管理し執行している。（平成20年度当初予算額約1,179億円、同教職員定数約1万1千人、同児童生徒数約14万人）

定例委員会では、案件について事務局からの説明を受け、委員が自ら審議し、検討を行っている。例えば、教職員の人事異動に関する案件では女性管理職の登用について、県立高等学校入学者募集人員に関する案件ではその基礎となる数値等について、学校教育指導に関する案件では啓発リーフレットの内容等について検討している。

なお、平成20年度の委員会の実績は、公立高等学校入学者選抜の基本方針等の重要案件について決定した事項が34件、公立学校教員採用候補者試験の実施等の案件について了承した事項が48件、その他、事務局が実施した調査の結果等の報告事項が43件となっている。

全国及び近畿ブロックの会議に際しては、委員は、事前に資料を収集し検討する等会議での議論に備えている。

教育委員会に関連する事件・事故で社会的な影響が大きい案件に関しては、委員は担当課から随時報告・状況説明を受けており、特に社会的に影響が大きい事案については、委員は、県民から直接、委員に意見や要望等が文書、電話、面会等で伝えられることもあり、その対応が必要となっている。

ウ 委員報酬額

委員報酬は報酬条例により、月額で委員長212,000円、委員194,000円となっている。（平成21年4月末現在）

なお、一般職の給与の改定に合わせて報酬の額が見直されており、平成16年度から平成21年度までの間の同条例に規定する月額報酬の額は次表のとおりである。

(単位:円)

職	～H17年11月	H17年12月～	H18年4月～
委員長	224,000	223,000	212,000
その他の委員	205,000	204,000	194,000

(5) 報酬条例で月額報酬とした理由及び全国等の状況

ア 月額報酬とした理由

法第203条の2第2項ただし書は、条例で特別の定めを行う限り、月額報酬制によらなくてよいとしており、それ以外に特段の制限は課せられていない。

非常勤の職員に対する報酬を勤務日数以外の基準をもって支給する旨の条例を制定することについては、地方公共団体の議会に広範な裁量権がある。

執行機関である行政委員会の委員は、法に基づく権限を自らの判断と責任において行使している。

審議に係る事前準備や事後検討、事務局職員との調整、職務に関する情報収集、自己研さん等も必要であり、その活動は多岐にわたっていることから、単に委員会等への出席をもって、月額として扱うのはふさわしくないと判断し、本件各委員に対して月額で報酬を支給することとしたものである。

イ 全国及び近畿府県の状況（平成21年1月1日現在）

労働委員会、選挙管理委員会及び教育委員会の各委員については全都道府県で、収用委員会の委員については43の都道府県で月額報酬制が採用されている。

また、近畿6府県では上記の委員会の委員の全てについて月額報酬制が採用されている。

第4 監査結果

本件請求の監査結果は、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 法第203条の2第2項の趣旨について

非常勤の職員に対する報酬について、法第203条の2第2項では、「報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」と規定しており、勤務日数に応じた支給を原則としつつも、条例で特別の定めをすれば、勤務日数によらず、月額や年額の支給ができる旨の規定となっている。そして、それ以外に法の明文による制限はない。

ところで、法第203条の2第2項のただし書は、昭和31年の法改正時に、衆議院の議員提案として追加されたものであるが、当時の国会審議においても、「日給制度でなくてもよろしいという例外を法律の中に規定をいたしまして、それぞれの地方公共団体が自主的な判断を下されまして、条例をつくった場合においては、その条例は法律の違反にならないというような例外をここに設けた次第」（第24回国会昭和31年5月21日参議院地方行政委員会）、「委員会の委員以外の非常勤の職員につきましては別といたしましても、執行機関である委員会の委員の手当につきましては、これは特例を開くことが現実に即して妥当である」（同国会同年同月29日同委員会）と説明されており、法第203条の2第2項は、特に執行機関である行政委員会の委員に対する報酬を勤務日数以外の基準をもって支給することを条例で規定することについて、地方公共団体の裁量を認めているものと解される。

2 報酬の月額支給について

本件各委員の職務権限の行使の状況については、既に「第3の4 監査資料及び監査対象部局の陳述等から確認した内容」で記述したとおりであるが、執行機関の要請により調査し、諮問事項等に対し意見を述べるような附属機関の委員とは異なり、本件各委員は、それぞれ県の執行機関の委員として自ら諸手続に関与し、自らの判断と責任において執行機関の意思を決定しており、その職務及び責任は重大なものである。

この点に関し、非常勤の監査委員に対して支給する報酬について、平成18年7月7日大阪地方裁判所判決（平成19年5月30日大阪高等裁判所判決で維持）は、監査委員の職務の内容、職務上の義務及び地位等にかんがみると、その報酬を勤務日数に応じて支給するものとせず、職務及び責任に対する対価として、常勤の職員

と同様に月額ないし年額をもって支給するものとするのは、不合理ということではできないのであって、条例でその報酬を月額支給と定めること自体は、法第203条の2第2項ただし書の趣旨に反するものではない旨判示している。

また、本件各委員は、日常の活動の中での研さんはもとより、委員会議等に臨むために事前に資料検討・情報収集を行い、自身の考えを整理するほか、自宅等において事務局から報告を受け、事務局に指示するなど、その活動は勤務日に限られているものではない。

さらに、行政委員の報酬については、全国の都道府県のほとんどで月額制が採用されている。報酬の額についても一般職の給与改定に合わせて減額するなど、適時見直されている。

よって、執行機関の委員である本件各委員に対する報酬を勤務日数に応じて支給するのではなく、職務と責任の重大さにかんがみ、その対価として月額で支給する旨を定める報酬条例の規定は、一定の合理性を有するものと判断する。

- 3 以上のことから、本件各委員に対する報酬を月額で支給する旨を定める報酬条例は、法第203条の2第2項の規定に明らかに反するものとはいえず、本件各委員に対する報酬の支給は、違法若しくは不当な公金の支出とは認められない。

したがって、平成21年度の本件各委員に対する報酬の支給の差止めを求める請求人の主張には理由がないものと判断する。

別紙 事実証明書一覧

番号	名称
1	労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会、教育委員会の各委員に共通する法令等
(1)	委員会の委員その他特別職の給与等に関する条例
(2)	附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則
(3)	地方自治法(抜粋)
(4)	地方公務員法(抜粋)
(5)	地方財政法(抜粋)
(6)	特別職の職員の給与に関する法律(抜粋)
(7)	一般職の職員の給与に関する法律(抜粋)
2	予算関係
(1)	平成21年度、労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会、教育委員会の予算に係る資料
(2)	平成21年度当初予算案 平成20年度2月補正予算案のすがた
3	労働委員会委員関係
(1)	行政文書一部開示決定通知書
(2)	労働組合法(抜粋)
(3)	奈良県労働委員会委員名簿(第38期、第39期)
(4)	奈良県歳入歳出決算報告書のうち労働委員会費に関する部分(平成16年度～19年度)
(5)	不当労働行為事件取扱件数調(平成16年4月分～平成20年12月分)
(6)	調査開始通知書
(7)	参与申出書
(8)	個別労働関係紛争事件処理簿
(9)	あっせん員の指名について(通知)
(10)	調整事件処理簿
(11)	あっせん員等の指名について(通知)
(12)	旅行伺兼旅行命令簿(平成19年度分)
4	収用委員会委員関係
(1)	行政文書一部開示決定通知書
(2)	土地収用法(抜粋)
(3)	奈良県歳入歳出決算報告書のうち収用委員会費に関する部分(平成19年度)
(4)	歴代収用委員一覧(平成13年以降)
(5)	裁決申請及び明渡裁決申立一覧表(H12. 4. 1～)
(6)	旅行依頼簿(平成19年度分)
5	選挙管理委員会委員関係
(1)	行政文書一部開示決定通知書
(2)	奈良県歳入歳出決算報告書のうち選挙管理委員会費に関する部分(平成19年度)
(3)	選挙管理委員会委員の異動について
(4)	平成19年度奈良県公報(第1875号に係るもので奈良県選挙管理委員会が審査の申し立て等について告示した部分)
6	教育委員会委員関係
(1)	行政文書一部開示決定通知書
(2)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)
(3)	奈良県教育委員会委員定数条例
(4)	奈良県歳入歳出決算報告書のうち教育委員会費に関する部分(平成19年度)
(5)	奈良県教育委員名簿(平成18年12月21日現在、平成20年4月1日現在)
(6)	県教育委員会の活動状況
(7)	旅行伺兼旅行命令簿(平成19年度分)